

### ◆保険料の軽減

低所得世帯の被保険者は、世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。(表1)

被用者保険の被扶養者は、加入してから2年間、均等割額を5割軽減し、所得割は賦課されません。ただし、平成20年度に限り4月～9月の保険料を徴収せず、10月～3月は9割を軽減する措置がとられます。

表1 保険料軽減割合

世帯主と被保険者の前年1年間の合計所得	軽減割合
33万円(基礎控除)以下	7割
【33万円(基礎控除) + (24万5,000円×世帯主を除く被保険者の数)】以下	5割
【33万円(基礎控除) + (35万円×被保険者の数)】以下	2割

※公的年金等控除を受けた人は総所得金額から15万円を控除(特例措置)

### ◆納め方

年額18万円以上の年金を受給している人は、年金から保険料が天引きされます。(特別徴収)

年金額が年額18万円以下または、介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計が年金支給額の2分の1を超える場合、納付書などで市に納めます。(普通徴収)



### ●医療機関へ支払う自己負担

一般・・・1割

現役並み所得者・・・3割

現役並み所得とは、住民税課税所得が145万円以上の被保険者や同世帯の被保険者をいいます。

ただし、同一世帯の被保険者の収入合計が次の場合、申請すれば1割負担とな

ります。

・1人で3833万円未満

・2人以上で520万円未満

●入院したときの食事代

●療養病床に入院したときの食事代・

居住費

●療養費(支給申請が必要)

●医療用具の購入費

●全額自己負担した医療費

●訪問看護療養費

●緊急の入院や転院のための移送費

(広域連合が必要と認めた場合)

表2 自己負担限度額

区分	自己負担限度額(1か月当たり)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※4回以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ (I以外の人)	24,600円
	Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円

●葬祭費(支給申請が必要)

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った人に2万円を支給

●健康診査、保健指導

●1か月に支払った自己負担額が高額になった場合

同じ月に医療機関などに支払った自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合、一度登録すればその超えた額が後日支給されます。自己負担限度額は、大きく現役並み所得者、一般、低所得者に分けられます。(表2)

入院の医療費は、現行どおり医療機関での支払いを自己負担限度額までとします。(低所得者に該当する場合、事前に申請が必要)

※後期高齢者医療制度により、新たに現役並み所得者に移行する被保険者は、平成20年8月から2年間、自己負担限度額を一般に据え置く経過措置があります。

### 高額医療・高額介護合算制度

医療保険、介護保険の両方を受けることにより一年間の自己負担額が著しく高額になる場合に、医療・介護を通じた限度額を適用し負担を軽減する、高額医療・高額介護合算制度が新たに設けられます。平成20年4月1日からの適用となり、申請は平成21年8月からの予定です。